

個人情報等の保護に関する覚書

令和3年 月 日に札幌市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に締結した令和3年経済センサス-活動調査 札幌市提出案内センター管理運営業務に関する委託契約（以下「本契約」という。）の付帯事項として、個人情報及び事業所情報（以下「個人情報等」という。）の保護並びに管理に関して次のとおり覚書を交換する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、令和3年経済センサス-活動調査 札幌市提出案内センター管理運営業務を通じ知り得た秘密を第三者に漏洩すること及び個人情報等の紛失、滅失、棄損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずることにより、個人情報等の保護及び適正な管理を行うことを目的とする。

（秘密の保持）

第2条 乙及び乙の作業に従事している者又は従事していた者は、本契約の履行期間及び履行後において、本契約に基づき甲から委託を受けた業務に関し、知り得た次条に定める秘密を漏洩してはならない。

（秘密の範囲）

第3条 本覚書に定める秘密の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 委託者から得られた個人情報等の内容
- (2) 事業所との架電等により得られた内容
- (3) その他委託業務遂行により得られた個人情報等（調査への回答の有無も含む）の内容
- (4) 甲からの指示に基づき、特に秘密扱いをすべき旨取り決められた甲の業務上及び技術上の秘密事項
- (5) (1)～(4)をもとに作成されたハードディスク、磁気ディスク等に記録された内容

（責任者等）

第4条 乙は、個人情報等保護責任者及び個人情報等保護補助者を指定して、文書により甲に通知しなければならない。

2 乙は、秘密保護の重要性にかんがみ、秘密保護に遺漏のないよう就業規則業務規程、その他の規定等を整備しなければならない。

（教育訓練）

第5条 乙は、乙の従業員に対し、甲の秘密を保護することの職責の重要性を認識させ、故意又は過失による漏洩防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育、訓練しなければならない。

（牽制組織）

第6条 乙は、甲の指示する業務の処理にあたっては、原則として複数の者が行うものとし、秘密保護のため、乙の従業員が相互に牽制し得る体制を組織しなければならない。

（搬送）

第7条 乙は、個人情報等が記録された書類等の搬送にあたっては、破損、紛失等のないよう収納ケース等に確実に収め、事故がないように十分に配慮しなければならない。

(保管)

第8条 乙は、個人情報等が記録された書類等の保管にあたっては、火災、その他の災害及び盗難に備えて保管施設（耐火金庫等）を完備しなければならない。

(報告)

第9条 乙は、委託業務遂行により得られた個人情報等に事故があったときは、ただちに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

(指導)

第10条 甲は、個人情報等の管理に関して調査、監督、指導を行い、必要と認めた場合は乙に報告を求め適切な措置を講ずることができる。

(協議事項)

第11条 この覚書によりがたい事項及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
札幌市長

乙 受託者住所
受託者肩書
代表者名